

# 自宅の吹き付けアスベスト除去工事に対する助成

## 令和6年度 目黒区住宅リフォーム資金助成

### 申請資格 次のすべてに該当する区民のかた

- 対象の居住用住宅に居住する所有者である（あるいは配偶者、その父母、子、子の配偶者、所有者と同居している所有者の二親等以内の親族である）  
\*所有者が亡くなったかたのみの場合は申請できません。
- 住民税を完納している
- 吹き付けアスベスト除去工事に対する助成制度を利用したことがない  
\*一つの住宅につき、一回限りとなります。一般リフォーム工事助成との併用は可能です。

### 助成要件 次の要件を満たすこと（区外業者可）

- 吹き付けアスベスト、アスベスト含有吹き付けロックウールの除去・復旧工事  
(レベル1に該当するものが対象)  
\*アスベスト含有パネルの撤去などは対象外です。
- アスベスト含有分析調査を受け、アスベストの含有が確認されていること  
\*申請時に専門検査機関によるアスベスト含有分析調査結果、完了時にアスベストの除去を確認できる書類が必要です。
- 工事開始前であること
- 令和7年3月31日までに工事と支払いが完了すること
- 工事費用が20万円（税抜）以上であること

### 申請

工事開始の1週間前までに住宅課へ申請書類を提出してください。  
(裏面参照)

アスベスト含有調査に関する  
助成や除去の届出については  
環境保全課公害対策係  
03-5722-9384へ  
お問い合わせください。

\*予算の範囲内で先着順となります

助成金額 工事費用 の **10%** (千円未満切捨て) **上限 20万円**

(工事費用は税抜の見積金額と実際の工事金額の低い方となります。)

\*工事箇所は10年間適正に保全してください。

【申請窓口／問合せ先】目黒区都市整備部住宅課 目黒区総合庁舎本館6階  
住宅課居住支援係 TEL 5 7 2 2 - 9 8 7 8  
FAX 5 7 2 2 - 9 3 2 5



## ※助成の手続きと流れ※

### 1. 申請書類提出

\* 提出書類はお返しできませんのでご了承ください。

① 住宅リフォーム資金助成申請書

\* 目黒区ウェブサイトからダウンロードできます。

② 建物の登記を確認できる書類（令和6年度固定資産税納税通知書及び課税明細書、または登記事項証明書など）

③ 工事見積書（宛名は申請者のもの、有効期限のあるものは有効期限内のもの）

④ 建築確認済証（確認通知書、検査済証、建築計画概要書など）

⑤ 工事予定箇所の撮影日付入り工事前写真

\* 日付の入らないカメラの場合は、日付を書いた紙や工事看板などが写真の中に一緒に写るように撮影してください。（工事後にも同じ場所の写真を提出していただき、工事前後の写真を見比べて、申請した内容通りにリフォームされているかどうかを確認します。わかりにくい場合は工事中の写真もご提出いただきますので、工事中写真も撮っておいてください。）

⑥ 専門検査機関によるアスベスト含有分析調査結果

以下は、該当する場合のみ提出

⑦ 申請者が所有者ではない場合、または共有者がいる場合は同意書

\* 目黒区ウェブサイトからダウンロードできます。

⑧ 令和5年1月1日に目黒区に住民票がない方は前住所地の令和5年度住民税納税証明書（4月～6月に申請する場合は令和4年度分）

⑨ 申請者が所有者でない場合は、所有者との続柄が確認できる戸籍個人事項証明書

### 2. 審査結果通知後、工事開始！

審査は、書類がすべて整ってから1週間程度かかります。余裕をもってご申請ください。（環境保全課への届出の有無も確認します。）

### 3. 工事完了後、書類提出

工事完了後30日以内に完了手続きをしてください。

① 住宅リフォーム工事完了届

② 住宅リフォーム資金助成金請求書（振込先の申請者口座を記入）

③ 対象工事全額の領収証のコピー（宛名は申請者であること）

④ 工事実施箇所の写真（撮影日付入り。申請時と同じ場所、同じアングルの写真）  
（①、②の用紙は審査結果通知書と一緒に郵送します。）

⑤ アスベストの除去を確認できる書類

### 4. 完了審査後、助成金振込

工事完了を確認したのち、助成金額を決定。「助成金交付決定通知書」を申請者へ郵送後、2～3週間後に申請者の口座へ振込。